

富士宮市国民保護計画の概要

富士宮市国民保護計画とは

国民保護計画は、国民保護法に基づき、迅速かつ的確に国民保護措置を行うため、実施体制・避難・救援に関する事項、平素から備えておくべき事項等について、あらかじめ作成したもの。

富士宮市国民保護計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 武力攻撃災害の復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

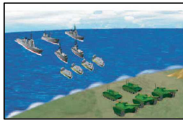
第1編 総論

国民保護措置に関する基本方針

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (7) 高齢者・障がいのある人等への配慮及び国際人道法的確な実施
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全確保

対象とする事態

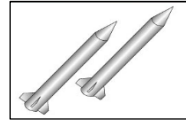
●武力攻撃事態



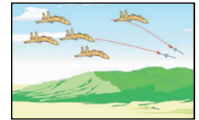
①着上陸侵攻



②ゲリラや特殊部隊による攻撃

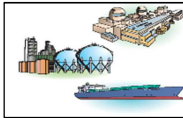


③弾道ミサイル攻撃

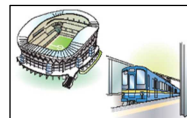


④航空攻撃

●緊急対処事態



①石油コンビナート等に対する攻撃



②大規模集客施設やターミナル駅等に対する攻撃



③爆破による放射能物質の拡散等



④航空機等による自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備等

- 市は、武力攻撃事態等に備え、参集基準・連絡手段・体制等について定める。
- 市は、武力攻撃災害を受けた場合に備え、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等、複数の情報伝達手段の整備を図る。
- 市は、武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、必要に応じ住民と連携した訓練等を実施する。

避難及び救援に関する平素からの備え

- 市は、関係機関と意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

物資及び資機材の備蓄、整備

- 国民保護措置の実施のために必要な物資等は、原則として防災用と相互に兼ねるものとするが、特に必要となる薬品等は、県と連携して対応する。

国民保護に関する啓発

- 市民の国民保護の知識の習得のため、様々な媒体を活用し、普及・啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

市国民保護対策本部の設置

- 政府による武力攻撃事態の認定が行われ、県を經由して市国民保護対策本部を設置すべき指定があったときは、市国民保護対策本部を設置する。
- 市国民保護対策本部は、市役所内に設置する。市役所が被災した場合は、市民体育館・市民文化会館を予備施設として指定する。

警報の伝達及び住民の避難誘導

- 当市が武力攻撃災害の範囲に含まれている場合には、同報無線により国が定めたサイレン音の最大音量での吹鳴等により警報の伝達を行う。(J - ALERT 自動起動)

救援

- 市長は、県知事から救援の実施に関する事務の委任通知があったときは、関係機関の協力を得て救援を行う。
- 救援の内容としては、避難施設の供与、食品・飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等を行う。

安否情報の収集・提供

- 市は、避難施設、医療機関、学校等から安否情報のほか、県警察への照会等により安否情報の収集を行い、県へ報告する。
- 市は、住民等からの安否情報の照会に対処する対応窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ、安否情報の提供を行う。【安否情報システム】

武力攻撃災害への対処

- 市長は、国、県及び関係機関と協力して、①～④を行う。



①消防活動



②警戒区域の設定



③化学物質等による
汚染の拡大防止



④生活関連等施設
の安全確保

第4編 武力攻撃災害の復旧等

- 市は、安全の確保を確認した上で、その管理する施設・設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。
- 市は、国において整備される財政上の措置、復旧に向けた所要の法制等に従って、県と連携した復旧を行う。
- 市が国民保護措置に要した費用（損失補償・損害補償を含む）は、国に請求を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

- 警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。